

令和5年第2回
千早赤阪村議会定例会会議録

開会 令和5年6月 6日

閉会 令和5年6月22日

千早赤阪村議会

令和5年第2回千早赤阪村議会定例会（第1号）

1. 招集年月日

令和5年6月6日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 議事堂

3. 出席議員

1番 千 福 清 英

4番 徳 丸 初 美

2番 井 上 浩 一

6番 田 村 陽

3番 服 部 幸 令

7番 藤 浦 稔

4. 欠席議員

5番 平 田 常 信

5. 署名議員

3番 服 部 幸 令

4番 徳 丸 初 美

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 南 本 齋

総 務 部 長 赤 阪 秀 樹

副 村 長 稲 山 喜与一

健康福祉部長 池 西 昌 夫

教 育 長 栗 山 和 之

産業建設部長兼災害復旧室長 菊 井 佳 宏

村政戦略部長 中 野 光 二

教 育 課 長 尾 谷 浩

7. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長 柏 原 美 佳

議会事務局主査 石 橋 成 元

8. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 2号 令和4年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 6 議案第30号 農業委員会委員の任命について

日程第 7 議案第31号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について

日程第 8 議案第32号 令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）

- 日程第 9 議案第 33 号 令和 5 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 10 議案第 34 号 令和 5 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 11 議案第 35 号 府営土地改良事業(広域営農団地農道整備事業岩湧地
区)計画の変更にかかる同意について
- 日程第 12 大阪広域水道企業団議会議員の選挙について

午前10時00分 開会

○千福議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は6名です。定足数に達していますので、令和5年第2回千早赤阪村議会定例会を開会します。

まず初めに、南本村長より挨拶がございます。

南本村長。

○南本村長 皆様、おはようございます。

開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日、令和5年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、6月2日の大雨により村内各所で土砂崩れ等の被害が発生しております。被害に遭われた皆様にはお見舞いを申し上げます。また、村道をはじめとする公共設備につきましては、安全を確保し早期の復旧に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、今議会に提案いたします案件でございますが、報告案件1件、諮問1件、人事案件1件、条例案件1件、補正予算3件、同意1件の合計8件でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○千福議長 次に、5月30日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

井上議会運営委員長。

○井上議会運営委員長 去る5月30日に開催しました議会運営委員会において今期定例会の上程予定議案の審議方法を審査しましたので、報告します。

本日の付議案件は議事日程のとおり、報告第2号、諮問第1号、議案第30号から議案第35号の8議案です。

審議方法については、報告第2号、諮問第1号、議案第30号及び議案第35号の4件は本会議において審議することに決めています。議案第31号から議案第34号までの4議案は所管の常任委員会に付託することに決めています。

また、今期定例会の会期は本日6月6日から6月22日までの17日間と決めていますので、併せてご報告します。

以上です。

○千福議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○千福議長 日程第1、会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番服部議員、4番徳丸議員を指名します。

~~~~~

○千福議長 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日6月6日から6月22日までの17日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日6月6日から6月22日までの17日間と決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第3、諸般の報告を議題とします。

例月出納検査の結果に関する報告を求めます。

井上監査委員。

○井上議員 令和5年2月から4月の出納事務に係る例月出納検査について報告します。

令和5年2月分については、令和5年3月24日に実施しました。

検査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、各基金、歳入歳出外現金です。

検査は、会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認しました。各会計、各基金及び歳入歳出現金の現金出納事務は適正に行われたものと認めるものでした。

令和5年3月分については、令和5年4月25日に実施しました。

検査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、各基金、歳入歳出外現金です。

検査は、会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認しました。各会計、各基金及び歳入歳出現金の現金出納事務は適正に行われたものと認めるものでした。

令和5年4月分については、令和5年5月25日に実施しました。

検査対象は、令和4年度、令和5年度の一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、各基金、歳入歳出外現金です。

検査は、会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認しました。各会計、各基金及び歳入歳出現金の現金出納事務は適正に行われたものと認めるのでした。

以上、報告といたします。

○千福議長 ありがとうございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○千福議長 日程第4、報告第2号令和4年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 報告第2号は、令和4年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。

本件につきましては、筆界特定測量等業務委託料ほか3事業に係る経費について翌年度へ繰越したものでございまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月31日付において繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○千福議長 詳細説明を赤阪総務部長。

○赤阪総務部長 報告第2号令和4年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

次のページをお開きください。

事業名、筆界特定測量等業務委託料は、一部村有地と民地の位置が不明な箇所が判明し関係者との調整に時間を要することから年度内での業務完了が難しいため、393万8,000円全額を翌年度へ繰り越すものでございます。

千早赤阪村防犯カメラ設置工事は、電気供給が可能な電柱から引き込むための申請や工事に不測の日数を要するため、230万100円を翌年度へ繰り越すものでございます。

都市計画マスタープラン付図作成業務は、同計画に掲載する土地利用計画図に加え新たに審議会委員からの意見のあった分布図の作成などの各種挿入図の更新をするなど、引き続き審議会を重ねた上で作成することとなったため、204万1,000円全額を翌年度へ繰り越すものでございます。

富田林市消防署千早赤阪分署館内放送設備改修事業は、館内放送設備の機器の納品に日

数を要する見込みとなったため、153万5,000円全額を翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の財源内訳は記載のとおりでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 これより報告第2号に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、これで報告第2号を終結します。

~~~~~

○千福議長 日程第5、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

本諮問は、令和5年12月31日で任期満了となります人権擁護委員の候補者を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

建石和則氏は、令和3年1月に委嘱を受けられ、公正中立な立場をもって人権擁護活動に取り組んでいただいております。引き続き人権擁護委員に推薦するものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○千福議長 お諮りします。

諮問第1号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、諮問第1号については委員会付託を省略します。

これより諮問第1号に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより諮問第1号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任と認めることに決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第6、議案第30号農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第30号は、農業委員会委員の任命についてでございます。

本議案は、農業委員会委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めらるるものでございます。

任命の同意を求めらるる者は、議案書に記載してあります尾上彰氏など14名で、農業委員として最適任と考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

なお、ご同意いただければ、任期は令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間でございます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

○千福議長 お諮りします。

議案第30号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第30号については、委員会付託を省略します。

これより議案第30号に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第30号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意しました。

~~~~~

○千福議長 日程第7、議案第31号一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第31号は、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症について感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い国において新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当の特例措置が廃止されたことから、本村においても当該手当を廃止するため、本条例の所要の改正を行うものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第31号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第8、議案第32号令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第32号は、令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算(第3号)についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ8,795万2,000円を追加いたしまして予算総額38億2,799万4,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、地方創生臨時交付金を活用し行う低所得者世帯支援事業及び応援商品券事業の実施に係る費用などを補正するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第32号は、総務民生常任委員会及び文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第9、議案第33号令和5年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第33号は、令和5年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

事業勘定の補正でございますが、歳入歳出それぞれ82万9,000円を追加いたしまして予算総額を8億3,882万6,000円といたすものでございます。

内容につきましては、令和5年4月の人事異動により増額補正するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第33号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第10、議案第34号令和5年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第34号は、令和5年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ20万4,000円を追加いたしまして予算総額を2億9,213万5,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、大阪関西万博機運醸成のためにカラーマンホール蓋を購入するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第34号は、文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 続いて、日程第11、議案第35号府営土地改良事業（広域営農団地農道整

備事業岩湧地区) 計画の変更にかかる同意についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第35号は、府営土地改良事業(広域営農団地農道整備事業岩湧地区) 計画の変更に係る同意についてでございます。

本議案は、土地改良法第88条第7項の規定により府営土地改良事業(広域営農団地農道整備事業岩湧地区)の計画の変更に同意するに当たり、同法同条第8項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○千福議長 詳細説明を菊井産業建設部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 それでは、議案第35号府営土地改良事業(広域営農団地農道整備事業岩湧地区) 計画の変更に係る同意につきましてご説明申し上げます。

広域営農団地農道整備事業岩湧地区は、平成9年度に全線開線いたしました金剛地区の延伸部分に当たりまして、事業区間は全て河内長野市域でございます。

広域営農団地農道は、広域農道と呼ばれ、富田林、河内長野、羽曳野、太子、河南、千早赤阪村の6市町村の農林業振興及び周辺道路の渋滞緩和による地域住民の生活利便性の向上などに寄与するものでありますことから、受益地となります6市町村の議会の議決を受けて大阪府営事業として申請してきた経緯がございます。

本議案につきましては、現在の事業区間であります岩湧地区において事業費の増加など、土地改良法に定める計画の変更の必要が生じました。変更となる事業区間は河内長野市であります、その計画変更手続につきましても当初と同様に関係市町村として同意するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

変更内容は、費用の概算が107億6,000万円から129億2,000万円に増額、工期が平成11年度から令和5年度までを平成11年度から令和7年度までに変更となります。

総事業費の増額の要因につきましては、道路掘削工法の一部を特殊削岩工法に変更したことと不安定な斜面ののり面保護対策等が必要となったことが大きな要因となっております、工期につきましても、こうした点を踏まえ、令和7年度までとするものでございます。なお、本村の費用負担が発生するものではございません。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○千福議長 お諮りします。

議案第35号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第35号については委員会付託を省略します。

これより議案第35号に対する質疑に入ります。

ありませんか。

田村議員。

○田村議員 どうもご説明ありがとうございました。

平成11年から始まった工事ってことなんですけども、現在どの程度進捗されているのでしょうか。その点、お伺いいたします。

○千福議長 菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 現在につきましては、岩湧区間のほうも、今回の分は延長5.5キロのところなんですけど、その部分の2.4キロについては工事済みというような形になっております。

以上でございます。

○千福議長 よろしいですか。

田村議員。

○田村議員 2.4キロということなんですけれども、それは大体どこからどの辺りまでなんでしょう。

○千福議長 菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 簡単に言いますと、南海電鉄の千早口から最終的には府道河内長野かつらぎ線までつなぐことになっておりますんやけど、その一部が供用開始できているような状況でございます。

以上でございます。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 どうもありがとうございます。

平成11年からってということで、結構時間がかかっている工事なのかなというふうに思います。少しでも早く建設完了することを要望していただけたらなというふうに思います。

以上です。

○千福議長 ほかにありませんか。

井上議員。

○井上議員 すいません。

フルーツロードでしたっけ、それに該当するんですかね、これ。

○千福議長 菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 今先生おっしゃるとおり、フルーツロードの部分ですけど、まだその分は完成しておりませんので、いわゆる中津原のどこ、村内で言いますと、羽曳野からそこまでが現在フルーツロードというような呼び名でPRのほうはさせてもろてます。

以上でございます。

○井上議員 ありがとうございます。

○千福議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第35号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第12、大阪広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

大阪広域水道企業団議会議員に井上議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました井上議員を、大阪広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました井上議員が大阪広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま大阪広域水道企業団議会議員に当選されました井上議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうも皆さんお疲れさまでした。

午前10時32分 散会

令和5年第2回千早赤阪村議会定例会（第2号）

1. 招集年月日

令和5年6月22日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 議事堂

3. 出席議員

1番 千 福 清 英

4番 徳 丸 初 美

2番 井 上 浩 一

6番 田 村 陽

3番 服 部 幸 令

7番 藤 浦 稔

4. 欠席議員

5番 平 田 常 信

5. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 南 本 齋

総 務 部 長 赤 阪 秀 樹

副 村 長 稲 山 喜与一

健康福祉部長 池 西 昌 夫

教 育 長 栗 山 和 之

産業建設部長兼災害復旧室長 菊 井 佳 宏

村政戦略部長 中 野 光 二

教 育 課 長 尾 谷 浩

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長 柏 原 美 佳

議会事務局主査 石 橋 成 元

7. 議事日程

日程第 1 議案第31号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について

日程第 2 議案第32号 令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）

日程第 3 議案第33号 令和5年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第 4 議案第34号 令和5年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 5 報告第 3号 専決処分（工事請負契約の変更締結）の報告について

日程第 6 議案第36号 令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算（第4号）

日程第 7 議案第37号 アスベスト被害を抑える対策の強化を求める意見書について

日程第 8 議案第38号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る

る取り組みの強化を求める意見書について

日程第 9 議案第 39号 地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の
促進を求める意見書について

日程第 10 議案第 40号 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書
について

日程第 11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第 12 一般質問

午前10時00分 開議

○千福議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は6名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

まず初めに、6月16日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

井上議会運営委員長。

○井上議会運営委員長 去る6月16日に開催しました議会運営委員会において今期定例会の上程予定議案の審議方法を審査しましたので、報告します。

日程第1、議案第31号から日程第4、議案第34号までの議案については、一括議題とし、各委員長から報告を行います。まずは、総務民生常任委員長から報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、次に文教建設常任委員長から報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行います。質疑終了後、1議案ごとに討論、採決を行うことに決しています。

日程第5、報告第3号から日程第10、議案第40号につきましては、本会議で審議することに決しています。

日程第11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件の採決したのち、日程第12の一般質問を行います。

以上です。

○千福議長 ありがとうございました。

~~~~~

○千福議長 日程第1、議案第31号一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の改正についてから日程第4、議案第34号令和5年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算(第1号)までの4件を一括議題とします。

各議案は6月6日の本会議において各委員会に付託していただきましたので、その結果を順次報告願います。

総務民生常任委員会の報告を求めます。

徳丸総務民生常任委員長。

○徳丸総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をします。

去る6月6日の本会議において付託を受けました議案3件の審査を行うため、6月9日、13日に南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員6名出席のもとに開催しました。

議案第31号一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。

採決の結果、議案第31号は、本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）総務民生常任委員会所管分の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第32号の総務民生常任委員会所管分は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号令和5年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第33号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、委員会記録をご覧くださいと思います。

以上、委員長報告を終わります。

○千福議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

続きまして、文教建設常任委員長より報告を求めます。

田村文教建設常任委員長。

○田村文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をいたします。

去る6月6日の本会議において付託を受けました議案2件の審査を行うため、6月9日、6月13日に南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員6名出席のもとに開催いたしました。

議案第32号令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）文教建設常任委員会所管分の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けたのち質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち採決をいたしました。採決の結果、議案第32号の文教建設常任委員会所管分は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第34号令和5年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第1号）の審査の結果をご報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けたのち質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち採決をいたしました。採決の結果、議案第34号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、委員会記録をご覧くださいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより議案第31号一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第33号令和5年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号令和5年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第5、報告第3号専決処分（工事請負契約の変更締結）の報告についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 報告第3号は、工事請負契約の変更締結に係る専決処分の報告についてでございます。

本報告は、地盤改良及び外構などの追加工事のため千早赤阪村備蓄倉庫新築工事の契約金額が増額となるため、地方自治法第108条第2項の規定により、専決処分をした旨をご報告いたすものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○千福議長 詳細説明を中野村政戦略部長。

○中野村政戦略部長 それでは、報告第3号専決処分（工事請負契約の変更締結）の報告についてご説明を申し上げます。

千早赤阪村備蓄倉庫新築工事につきましては、令和5年3月23日に契約を締結し作業を進めているところでございますが、建築工事をするに当たり地盤調査を行ったところ、当初の想定より深い地点まで地盤改良が必要となりました。また、新庁舎と合わせた外構工事の追加や旧庁舎で使用していた空調機を移設するための工事を追加するものでございます。

契約の金額は、当初の8,415万円に380万8,200円を追加し、変更後の金額を8,795万8,200円とするものでございます。

令和5年6月12日に専決処分をさせていただきました。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 これより報告第3号に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 質疑がないようですので、これで報告第3号を終結します。

~~~~~

○千福議長 次に、日程第6、議案第36号令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第36号は、令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ3,213万7,000円を追加いたしまして予算総額38億6,013万1,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、令和5年6月2日大雨災害による被災に伴い復旧工事を行うための測量設計業務の委託に関する費用などを補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○千福議長 詳細説明を赤阪総務部長。

○赤阪総務部長 それでは、議案第36号令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算（第4号）についてご説明させていただきます。

今回上程させていただきました一般会計補正予算（第4号）につきましては、令和5年6月2日に発生いたしました大雨災害に関する補正となっております。

それではまず、10ページのほうをご覧ください。

歳出でございますが、民生費は、大雨災害の被害を被られた家屋3棟に対する災害見舞金の増額でございます。

消防費は、被災箇所に被害拡大防止のために貸し出したブルーシート等の追加購入に係る消耗品費の増額でございます。

災害復旧費につきましては、公共土木施設災害復旧費は、村道2路線2か所の復旧に伴う測量設計業務委託料の増額でございます。

農林水産業施設災害復旧費は、林道2路線3か所の復旧に伴う補助金の増額でございます。

文教施設災害復旧費は、村立中学校グラウンドのり面の復旧に伴う測量設計業務委託料及び仮復旧工事費の増額でございます。

その他施設災害復旧費は、奉建塔のり面の復旧に伴う測量設計業務委託料の増額でございます。

次に、8ページのほうをご覧ください。

歳入でございます。

繰入金は、大雨災害の復旧等に係る費用の増額により財政調整基金を増額するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

田村議員。

○田村議員 ご質問させていただきます。

今回、災害対策費として63万9,000円、ブルーシート等の追加購入費として計上しておられますけれども、こちらについて、現状でまだブルーシートが足りなくてブルーシートをかけられていないところがあるということでしょうか。それとも単純に、例えば

損傷等が多くてそれを買い換えるため、そういった理由で追加購入されるっていうことなんでしょうか。お伺いたします。

○千福議長 中野部長。

○中野村政戦略部長 ブルーシートにつきましては、今回購入しますのが10メートル掛ける10メートルの物と9メートル掛ける7.2メートルの大型の物となっております。

現状で貸出しが、10メートル10メートルが一応8枚貸し出してまして、9メートル掛ける7.2メートルが1枚貸し出しておりますけども、在庫が残り2枚となっておりますので、その大型の物の追加購入をするものでございます。

以上です。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 ありがとうございます。今お聞きした限りでは、今後の災害時にブルーシート等が不足すること、そういうことを想定しての追加購入ということによろしいですか。

○千福議長 中野部長。

○中野村政戦略部長 そのとおりでございまして、現状では特に要望ございませんので、今後のために追加購入するものであります。

○千福議長 ほかにありませんか。

藤浦議員。

○藤浦議員 11ページのほうで、村道と奉建塔の応急復旧工事は完了して災害復旧工事業の測量設計等を予算計上してるんですけど、この本復旧工事の補正予算についてはいつ頃計上する予定か教えてください。

○千福議長 菊井産業建設部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 本復旧の補正予算につきましては、速やかに議会のほうにまた計上したいと考えておりますが、今のところ、次になれば9月補正になりますんで、9月補正で対応する予定でございます。村道のほうにつきましては、現在通行止めとなっておりますので、補正予算がつき次第、速やかに工事のほうに取りかかりたいと考えております。

以上でございます。

○千福議長 藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。9月補正ということで、よく分かりました。

次に、また私のほうの要望なんですけども、奉建塔はたしか平成29年頃土砂崩れの、崩れたんです。以前にも同じような土砂崩れがあったということを地元の者から私は聞いて

ておるわけです。今後同じような災害がないような対策工事を行っていただきたいと思っております。考えております。

次に、予算とはあんまり関係ないんですけども、府道富田林五条線の登山口付近の通行止めで警備員を配置していただきました。村道では車の対向が困難な状況になっております。一日でも早く片側通行が可能となるよう、村長のほうから大阪府のほうにまた要望してもらうことをお願いして、要望としたいと思っております。ありがとうございます。

○千福議長 ほかにありませんか。

徳丸議員。

○徳丸議員 10ページの災害復旧費っていうところに、奉建塔近辺でということ言われたんですけど、私有地の中に今も土砂が流れたままっていうのが、今道路を通っても見えます。こういったところは、私有地であれば村は一切関与しないんでしょうか、お聞きします。

○千福議長 菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 それにつきましては村有地であります奉建塔のほうからの土砂でございますので、こちらについては、また土砂のほうを撤去する予定でございます。この件につきましては、地権者の方々と、今ご存じのように耕作の状況もありますので、一応それ終わってからちゅうことな形で地権者の方とは話しさせてもろてますんで、本復旧工事と併せて地権者の方と協議しながら撤去のほうは進めてまいりたいなど考えておりますが、どちらにしろ耕作が終わってからというような感じで現在は計画しております。

以上でございます。

○千福議長 徳丸議員。

○徳丸議員 同じところが再び崩れてるっていうことも聞いております。そこだけじゃなくてほかにも緩いところがあるように聞いておりますので、この機会にそういった所も見ただけいたらというふうに思います。

以上です。

○千福議長 要望ですか。

○徳丸議員 はい。

○千福議長 ほかにありませんか。

井上議員。

○井上議員 先日報告を受けた府道とか、小学校とか、結構大きめの災害部分なんですけど、その後何か、例えばちょっと進み具合あったとか、そういう情報ってないんでしょうか。



か。

○千福議長 菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 全員協議会のほうから話ししてもろた分から、まだ応急復旧のほうも随時のほうさせてもろてますんで、順番に応急復旧工事のほうも速やかにやってるような状況で、ほぼ応急復旧としては、また明日1か所樹木の撤去はするんですけど、それでほぼ応急復旧的なものの分については終わりかなっちゃうことは考えております。

府道のほうにつきましては、富田林土木のほうに速やかにするように要望しているような感じでございます。

以上でございます。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。じゃあ、今は特にいつ開通するとか、そういうことはまだ全然めどがないっていうことでよかったですかね。

○千福議長 菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 富田林五条線の登山口の通行止めにつきましては、現在安全に片側通行できるかっちゃうのはまだ確認も現状的には取れてない状況でございますんで、それを速やかに確認して片側通行できるように、また先ほど藤浦議員のほうからも要望もありましたんで、また再度強く要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

あとさっきちょっと気になったんですけど、実際作業に入られるのが村道の部分ですか、9月頃の補正予算が上がってからやって聞いたんですけど、それまでやっぱり通行止めになるんでしょうかね。

○千福議長 菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 工事、これ測量やってるところでございますので、その辺の結果出次第になりまして、ほんで次の議会と言えば9月になりますんで、9月に予算を計上してからというふうな感じでは考えております。ですんで、そういった感じで安全な対策ができない以上、今道路通行止めというような感じに引き続きなっているような状況であります。

以上でございます。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 分かりました。今、話の中にあつた吉年の所つてことでよかつたですかね。分かりました。ありがとうございます。

あと、さつき藤浦議員のほうからご質問というか要望があつた件で、今ガードマンが多分土日おられると思うんですけど、平日に関してはどうなんでしょうかね。朝とか、例えば通勤の方が困られてるとか、そういうことは聞いておられませんか。

○千福議長 菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 当初、土日だけでしてんけど、今は平日のほうも警備員のほうは配置させてもろてます。ほんで、配置しているものの、やはり土日とかになりましては、地元の方々と観光客の方がちょっと対向しにくいというふうなところがあるというような声もこちらのほうで聞いておりまして、ほんで地元の区長さん、また駐在所の方ともその辺は再三話をさせてもろてまして、ほんでまた大阪府のほうにも再三再四要望しているような状況でございます。

以上でございます。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

あと、金剛山の山頂部分なんですけど、あそこ奈良県で直接は関係ないと思うんですけど、何か新たな情報とか、村でつかんでおられる情報とか、そういうのなんて私たちにいただけるのはいないんでしょうか。

○千福議長 菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 山頂につきましては、奈良県のほうになりますんで村が具体的に状況を把握してるというところではございませんが、上の山頂の葛城神社の葛城宮司さんのほうからは、ちょっと大変な状況になっておつて、御所市なり奈良県、また林野庁のほうにといろいろ話ししてるというような情報しかこちらのは聞いておりません。

以上でございます。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

村としましても、金剛山っていうのはやっぱり村のシンボルでもありますし、ほつたらかしで知らんわみたいな状態ではおかしいと思いますんでね、やっぱりその辺の情報も集めていただいて、できるだけ村のほうとしても協力できたらええんちゃうかなと思いますんで、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○千福議長 ほかにありませんか。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第36号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第7、議案第37号アスベスト被害を抑える対策の強化を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

徳丸議員。

○徳丸議員 それでは、議案第37号アスベスト被害を抑える対策の強化を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり千早赤阪村議会会議規則第14条の規定により提出します。令和5年6月22日提出。千早赤阪村議会議長千福清英様。提出者、千早赤阪村議会議員徳丸初美。賛成者、千早赤阪村議会議員井上浩一。賛成者、千早赤阪村議会議員服部幸令。賛成者、千早赤阪村議会議員田村陽。賛成者、千早赤阪村議会議員藤浦稔。

内容を読ませていただいて提案理由にさせていただきます。

現在、アスベストの健康被害が生じた場合は、労働者災害補償保険制度（労災保険制度）による補償や石綿健康被害救済法や建設アスベスト救済制度による給付金等が支給されている。しかし、アスベストによる健康被害は今も増え続けており、アスベストの健康被害を受けた方々からは、一日も早い治療法の確立が求められている。また、今後はアスベストの建材の使用ピークから約50年が経過し、当時建築されたビルや家屋の老朽化による解体もピークとなる。

そこで、政府においては、今後のアスベストによる健康被害の治療法の一日も早い確立

とアスベスト被害の発生防止に向け、以下の事項に全力で取り組むことを強く求める。

1、アスベストによる健康被害者の治療や進行抑制に効果のある研究、開発を促進し、そのための安定的な予算を確保すること。

2、地域の建築物におけるアスベストが含まれる建材の使用の有無の事前調査と解体・処分までの追跡調査を強化すること。

3、改正大気汚染防止法施行による建物の解体などにおける飛散防止対策の実施状況調査を強化すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。令和5年6月22日。大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

○千福議長 お諮りします。

議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第37号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第8、議案第38号新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

藤浦議員。

○藤浦議員 それでは、議案第38号新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり千早赤阪村議会会議規則第14条の規定により提出します。令和5年6月22日提出。千早赤阪村議会議長千福清英様。提出者、千早赤阪村議会議員藤浦稔。賛成者、千早赤阪村議会議員井上浩一。賛成者、千早赤阪村議会議員服部幸令。賛成者、千早赤阪村議会議員徳丸初美。賛成者、千早赤阪村議会議員田村陽。

内容を読ませていただいて提案理由にさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の罹患者の中で、疲労感・倦怠感などの罹患後症状、いわゆる後遺症を訴える方が増えている。実際に、倦怠感、呼吸困難感、集中力の低下、記憶力の低下、睡眠障害など、仕事や学業の継続が困難になる方も多いとされている。後遺症は社会生活上、非常に影響が大きく、例えば子どもの場合は自分から症状を訴えることが難しいため、怠けていると捉えられてしまうおそれもある。

感染拡大から3年が経過し、新型コロナへの向き合い方も変わる中で、後遺症に悩み生活に大きな影響を受けている方々の治療等の確立は大変に重要な課題である。よって、政府に対して、新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々に寄り添い、一人一人の日常を守るために、以下の事項について積極的な取組を求める。

1、新型コロナウイルス感染症の後遺症の発生状況について、非常に近い症状の筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群との関連も含めた実態調査を推進すること。

2、一部医療機関で実施されているBスポット療法などの検証を進めるとともに、療法の標準化により、後遺症に対応できる医療機関や相談窓口を拡充すること。

3、自己免疫疾患との関連など、新型コロナウイルス感染症による後遺症の原因究明と新たな治療法の確立に向けた研究予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。令和5年6月22日。大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

以上です。

○千福議長 お諮りします。

議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第38号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 次に、日程第9、議案第39号地域のグリーントランスフォーメーション(GX)の促進を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

田村議員。

○田村議員 それでは、議案第39号地域のグリーントランスフォーメーション(GX)の促進を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり千早赤阪村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。令和5年6月22日提出。千早赤阪村議会議長千福清英様。提出者、千早赤阪村議会議員田村陽。賛成者、千早赤阪村議会議員井上浩一。賛成者、千早赤阪村議会議員服部幸令。賛成者、千早赤阪村議会議員徳丸初美。賛成者、千早赤阪村議会議員藤浦稔。

内容を読ませていただいて提案理由にさせていただきます。

気候変動により世界中で大規模な自然災害が発生するなど、気候変動への対応は今や人類共通の課題となっている。世界的に脱炭素への機運が高まる中、我が国においても2030年度の温室効果ガス46%削減、2050年のカーボンニュートラル実現という目標を掲げている。今こそ、需要サイドにおける徹底した省エネや循環経済の構築と共に、供給サイドにおける再生可能エネルギー等の普及拡大による地域のグリーントランスフォーメーション(GX)が必要である。よって、政府においては、飛躍的な省エネと革新的な創エネによる地域のGXで新しい経済成長を実現するために、下記の事項に総力を挙げて取り組むことを強く要請する。

1、各家庭の省エネ促進に向けて、関係省庁で連携して省エネ効果の高い断熱窓への改

修など住宅の省エネ化や太陽光発電と蓄電池を組み合わせた電力の自給自足への支援を強化すること。

2、天候に左右されて出力変動が起きてしまう再生可能エネルギーの特性を補うため、蓄電池の大容量化・低コスト化とともに、余剰電気を水素で蓄えること等を可能とするための研究開発を加速すること。

3、家庭向けのヒートポンプ給湯器や家庭用燃料電池など、また産業向けの産業用ヒートポンプやコージェネレーションなど、熱需要の脱炭素化・熱の有効利用に向けた設備等の導入を促進すること。

4、2030年代後半に想定される太陽光パネルの大量廃棄に備えて、廃棄や再生の施設整備への投資の促進や太陽光発電施設の維持管理や更新など、再エネによる電力供給量を確保するための制度的措置を検討すること。

5、系統整備には莫大な資金が必要となるため、資金調達等が可能となる環境整備をすること。さらに、期間短縮や経済合理性や、より効率的な送電システムの整備への技術開発を強化すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。令和5年6月22日。大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

以上です。

○千福議長 お諮りします。

議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案39号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより議案第39号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第10、議案第40号認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

井上議員。

○井上議員 それでは、議案第40号認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり千早赤阪村議会会議規則第14条の規定により提出します。令和5年6月22日提出。千早赤阪村議会議長千福清英様。提出者、千早赤阪村議会議員井上浩一。賛成者、千早赤阪村議会議員服部幸令。賛成者、千早赤阪村議会議員徳丸初美。賛成者、千早赤阪村議会議員田村陽。賛成者、千早赤阪村議会議員藤浦稔。

内容を読ませていただいて提案理由にさせていただきます。

日本における認知症の人の数は推計値で約600万人を超え、高齢化率の上昇に伴い今後も増加が見込まれており、将来を見据えての備えの拡充が求められている。今日、認知症の方への介護や医療の分野においては、認知症に対する知識や経験の蓄積や認知症を進行させる要因の解明など、大きな進展が見られる。また、地域や家庭においては、家族をはじめ周囲の人々の正しい知識と理解のもと、認知症の人の尊厳と日常を守る認知症との共生型社会への転換が求められている。よって、政府にて、認知症の人も家族も安心して暮らせる地域の構築のために、また認知症の人や家族の困難を最小限に抑えるために、以下の事項について特段の取組を求める。

1、認知症の人に初期の段階から家族や周囲の人々が適切に対応するための認知症サポーター等の育成促進や身近な薬局や介護施設等への相談窓口の開設を支援すること。

2、認知症の重症化抑制や認知機能の維持のための、当事者や家族との連携を重視しながらの薬や対処法等の研究開発体制を強化すること。

3、認知症グループホームへの低所得者や圏域外の人々も含めた入所の仕組みづくりなど、認知症の人と家族に寄り添う制度を整備すること。

4、認知症のリスク低減につながる生活習慣や栄養補給など、国民の日常をサポートする知識や情報を提供する体制を整備すること。

5、認知症に対する施策を、国と地域が一体となって総合的かつ総体的に推進するため



の（仮称）認知症基本法を整備すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。令和5年6月22日。大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

以上です。

○千福議長 お諮りします。

議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第40号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 続いて、日程第11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

井上議会運営委員長から会議規則第75条の規定に基づき、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項を閉会中の継続調査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで休憩を取りたいと思います。

10時55分から再開したいと思いますので、よろしくお願いします。

午前10時48分 休憩

午前10時55分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○千福議長 日程第12、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

それでは、第1番目の質問者、徳丸議員、1問目の質問を許可します。

○徳丸議員 議席番号4番、日本共産党徳丸初美。議長通告に基づき一般質問を2問行います。

1問目、児童の通学路の安全点検。

通学路になっている村道、役場下の石屋さんからくすのきホールに向かう道路ですが、歩道の白線が消えて見えなくなっている所、道路幅が狭い上にカーブになっており子どもたちにとって危険と思われる箇所があります。車の制限速度も20キロとありますが、かなり以前に設置されたもので運転者に見えにくい位置にあり、分かりにくいです。標識を大きくし、運転者に注意喚起を促すべきではないか。

子どもたちが安全に通学できるよう白線の引き直しや学童通学注意の文字を道路に書き込む、また立て看板を立てるなど、対策が必要と思われるが、村の対応について伺います。

○千福議長 栗山教育長。

○栗山教育長 児童の通学路の安全点検をについてご答弁申し上げます。

児童の通学路については、赤阪小学校、千早小吹台小学校の両校で、年3回の安全点検を行っております。村道の白線については、舗装の打替えなど維持修繕の中で対応してまいります。また、注意喚起の路面標示や立て看板については、その必要性を今後検討してまいります。なお、速度規制標識については、設置の経緯など不明ではございますが、警察など関係機関に大きさの変更が可能か相談してまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 年3回行ってるということですがけれども、これ何人ぐらいで行われているのか、また誰が参加されておるのか、例えば保護者であるとか、先生であるとか、教育委員

会とかで、何人ぐらいでどういった地域を回っておられるのか、子どもたちの通学路全てを年3回に分けてやっておられるのか、お聞きしたいと思います。

○千福議長 再質問の答弁、栗山教育長。

○栗山教育長 通学路の安全点検につきましては、学校のほうで全通学路について安全点検を行っているとお聞きしております。

○千福議長 再質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 学校だけじゃなくて、やはり教育委員会とか、実際にそのお子さんを持っておられる保護者の方であるとか、そういう方たちも含めてやられたらどうかというふうに思います。

今の時代ですから、本当にこの村であっても安心できない情勢がありますので、ぜひそういうことで、ほかではまち歩きたいに命名しておられるところもありますが、やはりそういうふうにして、ここは村ですから村歩きになるんですけども、より多くの方の目で実際に見て、ここ危ないな、ここはこうしたほうがいいなっていうようなところが実際見ることによって出てくると思いますので、ぜひそういうことをやってほしいというふうに思います。

それからもう一つです。中学生が部活が終わり薄暗くなって帰っているときに、道路に何か、何か所も電気、LEDがあつたらいいのになというふうに思う所があります。また、歩道で砂利がかぶさったり、草が生えたりしているため車道を歩かなければいけないところもあって危険です。こういった所も実際に通っている生徒や保護者、先生方に聞き取りをし、現場を見て早めの対策をとと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○千福議長 菊井産業建設部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 通学路につきましては、先ほど教育長のほうからも答弁もやってもろたように学校のほうでも点検のほうはされておりますし、それに基づきまして協議会のほうからもご要望ありましたら、教育委員会と産業建設のほうも連携しながら点検のほうはやっております。そして、府道につきましても、常に教育委員会、そして産業建設部、そして富田林土木とのほうとも連携取りながら再三再四点検とかしておるような状況で、こちらのほうにつきましても、要望のほうは府に対して行っているような状況でございます。

以上でございます。

○千福議長 要望をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 村長公約に暗い道、危険な道の解消のためソーラー街灯の設置をっていうのがあるんです。ぜひ早期に実現してほしいというふうに思いますが、子どもたちは千早赤阪村の宝です。子どもたちが安心・安全に通学できる通学路の整備を、事故や事件が起こる前に、一日も早く備えてほしいと思います。そうすると、子どもの親、家族も安心して送り出すことができます。この村に住み続けてもらうため、住んでよかったと思えるように村を挙げてやっていただくべき課題だと思います。

以上です。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 千早赤阪村の直売所についてです。

直売所が廃止になり、農産物の出荷に困っている生産者がおられます。消費者にとって新鮮な地元産の野菜が手に入る場所だったので残念という声も聞いております。生産者の中には、高齢化が進む中で遠くまで出荷に行くのが困難な方もおられます。村として直売所を作る計画があるのかお聞きします。

○千福議長 答弁者、稲山副村長。

○稲山副村長 徳丸議員の2番目のご質問に答弁いたします。

新たな直売所につきましては、(仮称)楠公誕生地周辺エリア地域活性化交流拠点整備事業を進める中で設置を検討していくこととしております。

以上でございます。

○千福議長 再質問をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 昨年の12月議会の答弁で直売所は廃止ということになりました。しかし、延長してほしいという声があり、1年間延長され、今年の3月で終了となりました。

今、副村長が言われたように、そういうふうに計画を立てておられるのであれば、より多くの村の方がそちらに出せるようにやってほしいというふうに思います。

このときに道の駅を大幅にリニューアルするということも考えておられるのかお聞きします。

○千福議長 再質問の答弁者、稲山副村長。

○稲山副村長 道の駅とその他の施設につきましても、その検討を進める中で併せて検討していきたいと考えております。

○千福議長 再質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 直売所に出品されていた方の中に、高齢化が進み、河内長野のくろまろや羽曳野のあすかてくるで出品するのは大変とっておられる方もおられます。村中であればどうにか頑張れるという声もお聞きしております。遊休農地を増やさないためにも、野菜づくりを続け、出品することで楽しみを見つけていけるよう、道の駅がそういうふうリニューアルすることを望みます。

大阪府に村は、唯一この千早赤阪村だけです。良い意味で道の駅が変われば、新聞やマスコミに取り上げられ、プラスの効果が生まれます。小さな村だけどこんなに頑張ってますと宣伝になり、出品した人は出したものが売れることでもっと良いものをつくろうという気持ちになり、相乗効果につながると思います。

以上、要望とします。

○千福議長 第2番目の質問者、藤浦議員、1問目の質問を許可します。

○藤浦議員 議席番号7番、平政会派藤浦稔です。議長通告に基づき2問質問させていただきます。

1問目、大阪府、太子町、河南町、千早赤阪村の広域連携の協議の進捗状況についてお尋ねします。

令和4年3月議会と9月議会の一般質問で、広域連携の取組について質問をさせていただきました。中でも9月議会においては具体的な対応策について議論しており、検討結果については、取りまとめ次第、議会にも報告するとの答弁でありました。

こうした中で、令和5年度に入って5月には太子町、河南町、千早赤阪村で令和4年度までの検討結果を踏まえ、南河内地域2町1村がより連携し、この地域のさらなる発展、成長を目指すことを目的に南河内地域2町1村未来協議会を設置されました。今後の進捗状況と具体的な取組などについて伺います。

○千福議長 答弁者、稲山副村長。

○稲山副村長 藤浦議員の1問目のご質問に答弁いたします。

昨年の6月から、3町村が将来にわたり持続的かつ安定的に住民サービスを提供できるよう課題の分析や対応方策の検討を大阪府及び3町村で共同して進めてまいりました。その検討結果を踏まえ、府及び2町1村が共同で南河内地域2町1村未来協議会を設置し、5月23日に第1回の協議会を開催したところでございます。

協議会における協議事項は、行財政改革、公民連携及び広域連携推進に向けた調査研究、市町村合併を検討するための調査研究、2町1村の将来課題への対応策の検討としており、それぞれのテーマごとにチームを立ち上げ、検討を進めていくこととしておりま

す。なお、より具体的な取組といたしまして、まずは令和6年度採用に向けて職員採用試験を3町村共同で実施することとしております。

○千福議長 再質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。昨年の9月議会では、合併という選択肢は避けて通ることができないとの答弁がありました。この協議会の協議事項として市町村合併を検討するための調査研究とありますが、今後合併に向けた議論をしていく予定なんか伺います。

○千福議長 再質問の答弁者、稲山副村長。

○稲山副村長 今後の急激な人口変動を考えますと、20年先、30年先を見据え、将来的な合併の議論が必要になってくると考えております。村長も以前からそのように発言されておりますが、まずは3町村でより連携を深めつつ、共同での行財政改革やさらなる広域連携に取り組み、事務の効率化を図りながら自立的できる村づくりを進めていく必要があります。その上で、議会や住民の皆様と将来の課題を共有し、合併も視野に入れた将来の在り方に関するオープンな議論を行っていく必要があると考えております。

○千福議長 再質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 合併の議論については、徹底した情報公開を行い、慎重に議論していく必要があります。村長は昨年11月から始まったタウンミーティングにおいて個人の見解として、将来的な合併の議論は避けられない、そのときまでに地域が充実できるようにしないといけないと発言されています。そこで、改めて現時点での合併に対する村長の考えをお伺いします。

○千福議長 再質問の答弁者、南本村長。

○南本村長 今後の人口減少、また税収の減少を考えますと、これまでと同じような行政運営を行っていくことは非常に難しいと考えております。私は、就任当初から合併議論は避けることができない、将来的な合併を視野に自立した村づくりを行っていかなければならないと申し上げてまいりました。仮に合併があったとしても村にお住みの方の生活は変わることはないよう、ライフラインの整備やデジタル化の推進など、職員一丸となって強い村づくりを進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 要望をお受けします。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。

それでは、要望をお願いします。南河内地域の2町1村がより連携し、この地域のさらなる発展、成長を目指していくことは、私も大変よいことだと思います。今後の少子・高齢化、人口減少などを見据えた場合、将来的な選択肢の一つとして合併についても検討を深めていくことはやむを得ないことだと考えております。しかし、昨年9月議会でも要望しましたが、大阪で唯一の村であり、歴史的にもブランド力がある千早赤阪村ですので、合併の検討をしていく中では、対等の立場で、村民の生命、財産を守ることを第一に考え、議論されることを要望して終わります。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 2問目、農道整備の進捗状況についてお伺いします。

令和4年12月議会で、平政会からの一般質問で農林水産業費の予算額が低いことを指摘し農業支援の拡充を求めたことにより、令和5年の当初予算では農林水産業費の予算額は大幅な増額となりました。農業関連の予算では、新規事業として、農道整備事業として2,000万円を計上をしております。

3月議会の予算委員会では農道整備事業の内容を質問しましたが、農道整備の場所や規模など、具体的な内容は検討中とのことでありました。農家の皆様も注目している事業でありますので、現在の進捗状況を伺います。

○千福議長 答弁者、菊井産業建設部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 それでは、農道整備事業の進捗状況につきましてご答弁申し上げます。

農道整備事業につきましては、村が一方向的に農道整備をするのではなく、地域の農家と一体となっていくことから、本村農業委員会、区長会、実行組合長会において説明してまいりました。

事業内容としては、単なる農道の維持補修ではなく、継続的な営農と農業の効率化、農地の活用促進に資する農道の新設や拡幅などを考えております。具体的な取組例としましては、今般、桐山地区の受益者の皆様が農道整備のための座談会を開催され、地域の農業が抱える問題と今後の農業に対する思いなどを話し合わせ、村道桐山1号線に接続する新たな（仮称）東田農道の整備案が示されているところでございます。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。

再質問ですが、村道桐山1号線に接続する新たな東田農道の整備を検討しているとのことですが、どのくらいの延長となる見込みなのか。

次に、農道整備には農地の提供が必要となります。3月議会では、土地については無償で提供と答弁されておりますが、それについて農家の方々は理解されているのか、またその交渉や整備する農道ルート調整は村がするのか答弁願います。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 (仮称) 東田農道の延長につきましては、航空写真上での直線距離では約200メートルとなっております。

農道整備に必要な用地を無償で提供していただくことにつきましては、座談会に参加された皆様は理解されております。また、用地の交渉につきましては地区の皆様が、農道ルート調整については地区の皆様にも加え、村も座談会に同席する形で決めていくこととなります。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 桐山地区については、以前に圃場整備の計画が実現しなかったため整備されていない農道が多いことから、農道整備は必要であります。計画されている東田農道は、村道から急峻な農地に農道を整備することになるので、困難な工事になると思われれます。

用地の無償提供の交渉は地区に任せるなど、地区と村が連携し事業を進めていただきたいと思います。無償提供については、ことわざでも「ただほど高くつくものはない」ということわざがあるように、これは後々余計な職員の負担にならないように気をつけてもらいたいと思っております。

また、地区の座談会では農道整備と併せて担い手の確保などに議論も行っていただくよう要望して終わります。

以上です。

○千福議長 次に、第3番目の質問者、井上議員、1問目の質問を許可します。

○井上議員 議席番号2番、公明党井上浩一です。議長通告に基づきまして3点の質問をさせていただきます。

1点目としまして、行政サービスについて。

村では、独り暮らしの老人など、情報収集や移動が簡単にできない方々が増えてきています。そのような住民の方々に対しての行政サービスを村はどう考えているのか伺いたい



と思います。一つの例として、日常の買物が簡単にできなくて困っている方が多いと感じます。特に小吹台地区は、世帯数は地域としては村1番の地域ですが、ちょっとした日常の備品や食料品を購入できる利便性のよい施設がないのが現状であります。このことに対して住人の方からの要望が多いのも事実であります。

村の現状に対しての分析や、住民の方からの要望に対する受け取り方、またそれに対して何ができるのかを伺います。お願いします。

○千福議長 答弁者、中野村政戦略部長。

○中野村政戦略部長 行政サービスについてご答弁を申し上げます。

買物弱者対策につきましては、特に人口の多い小吹台地区だけの問題ではなく、高齢化率の高い本村にとりまして今後も避けては通れない課題の一つと認識しております。

現在、本村では、公共交通不便地域の解消と高齢者の移動手段の確保策として、これまでの実証実験などを踏まえ、バス、タクシーの利用料助成事業を実施しております。また、平成24年からは大阪いずみ市民生活協同組合、平成30年からはセブン-イレブンによる移動販売を実施するなど、本村の実情に応じた買物弱者対策に取り組んでおります。今後、さらに高齢化が進むことが予想されることから、地域によって異なる課題に応じた方策を、共助と公助のバランスを考慮しつつ、地区、自治会とも連携しながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ご答弁ありがとうございます。農林水産省のホームページには、買物難民について次のような記述がございます。「食品アクセス問題は、商店街や地域交通、介護・福祉など様々な分野が関係する問題であり、国の関係府省、地方公共団体の関係部局が横断的に連携し、民間企業やNPO、地域住民等の多様な関係者と連携・協力しながら継続的に取り組んでいくことが重要です」という内容でございますが、現状でこのような状況にあるとは思われますか。

また、現状行われている事業に対しての住民さんからの要望はどのように受け取られているのかお答えください。現状施策での維持でよしと考えておられるのでしょうか。新たに考えておられる方法、施策はありますか。よろしく申し上げます。

○千福議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野村政戦略部長 議員お示しの内容につきましては問題解決に向けた取り組み方の一般的な内容であり、本村の状況がそのまま当てはまるとは考えておりませんが、先進的な

取組事例として紹介されております移動手段の提供や移動販売などにつきましては、本村が現在取り組んでいる施策と合致しております。

また、移動販売につきましては、地区の希望があれば、事業者の協力を得ながら拡大を検討することを区長会において紹介させていただいております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。現在、取り組んでおられる施策はそれなりの成果を上げていることは非常にありがたいことではありますが、住民さんの要望が、買物や移動することについてより細かくたくさんあることは事実でございます。現在、村で行われている事業は単発的で、協働で行われるような、部課を横断して行われる事業はないように感じられますが、その点はいかがでしょうか。

現在、社会福祉協議会を中心に重層的支援体制整備事業の準備を進めておられるとお聞きしますが、その中でも「市町村においては、市町村の責務を具体化し、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にするために、地域の力と公的な支援体制が相まって、地域生活課題を解決するための重層的な支援体制の整備に努めること」とあります。先ほど述べた事柄も含めまして、この文言は福祉部門を中心とした体制づくりを示していることは分かるのですが、包括的に行政サービス全般についても考えられると思います。このことについてお考えを伺いたいと思います。お願いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野村政戦略部長 議員のご指摘につきましては、例えばコロナワクチン接種事業では、担当課である健康課のみならずプロジェクトチームを立ち上げ、送迎バスの手配や駐車場整理、受付事務など、多種多様な事務について全庁体制で臨んできたところでございます。今後もそれぞれの施策にふさわしい体制で対応してまいります。

なお、行政サービスを継続的に提供していくため、地域の力のみならず民間企業やNPOなど、多様な関係者との連携、協力が重要であることは先ほど議員が示された農林水産省ホームページの記述のとおりであり、本村としてもそのように認識しているところでございます。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございました。全てのご要望をかなえることは不可能とは思いま

すが、少し手を伸ばせばできそうなことについて挑戦すること、また努力することは可能ではないでしょうか。今のところ、地域の力と公的な支援体制が相まってというような状況ではないように感じられます。限られた時間の中で一人一人の声を聞くことは不可能でございますが、常に努力は必要ではないでしょうか。特に住民に寄り添うことをお願いして終わります。

以上です。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 続いて、用水路の維持管理について質問させていただきます。私は、令和3年12月にも同じ一般質問をしましたが、村内の農業用水路の維持管理について伺いたいと思います。

まず、全体としての状況とそれに対して村で行っている事業は現在どのようになっているのか、また他の隣接する河南町や富田林市との連携はどのようになっているのか伺いたいと思います。

また、用水路は平成17年に法定外公共物として国から譲与されていると思われませんが、村において、そのとき対応の変化等があったのでしょうか、教えていただきたいと思えます。お願いいたします。

○千福議長 答弁者、菊井産業建設部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 それでは、用水路の維持管理につきましてご答弁申し上げます。

農業用水路の維持管理につきましては、令和3年12月議会でお答えしたとおり、水路を活用する受益者の集合体である水利組合などで通常の維持管理を行っているところでございます。現在、農業委員会や実行組合長会を通じまして、水路の管理者や連絡先についての状況把握に努めておるような状況でございます。また、農業施設整備事業補助金要綱に基づき、農業用水路のU字溝の交換など、補修に要した原材料の経費について受益戸数が2戸以上であれば対象とするなど、小規模な水路でも対応しております。村には大小様々な水路が引かれており、中には富田林市や河南町へ続く水路もあり、受益者も村域を超え広域にわたっております。そこで、上流に当たる村内を流れる水路について他市町の受益者により補修や清掃などをされてる場合もあると聞いております。

なお、農業用水路の維持管理等に関し、平成17年前後で村の対応は特に変わっておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

最近、異常気象等で大雨等が降ったりして、そういう状況が非常に多く発生しています。村もそうですし、国全体がそうなんですけど、高齢化やまた営農者の減少があり、十分な維持管理ができていない農業用水路が非常に増えていると思います。また、水路によっては大変老朽化し、大きく補修、改修しないと災害を誘発しかねない状況もあると感じます。私も実際村の中、何回か見て回ったんですけど、結構厳しい状況にあると思います。現状の維持管理体制では管理者の負担が非常に大きく、現実には各所より要望等が多くなっていますので、先々の運用が危惧される場所があります。古くからの水利の慣習が引き継がれてきておりますが、制度として限界が来ていると感じますが、行政としての考えを伺いたいと思います。

これからの農業用水路につきましては、公共の施設として維持管理をし、農家ではない方にも費用負担を願う等の方法や、また一つの例として、小水力発電等に利用するようなことはできないのでしょうか。伺いたいと思います。お願いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 遊休農地の増加に伴いまして維持管理が行き届いていない農業用水路があることは承知しておりますが、先ほども答弁させていただきましたとおり、維持管理につきましては受益者である水利組合などが行うことになっており、村が公共の施設として維持管理することや農家でない方に費用負担をお願いすることなどは考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

各水利を管理されてる方や連絡先について状況把握に努めておられるとのことですが、進捗状況等、教えていただけませんか。

また、維持管理については今までどおりとのお返答ですが、国内においては、農家ではない一般の方も含め、災害対策や環境整備の観点から受益負担していただくように考える方向も進められておりますが、今後そのようなことを考えつもりはないのか教えていただきたいと思います。

また、災害等で緊急を要する復旧工事は現在どのように対応されているのかお示しいた

だきたいと思います。よろしく申し上げます。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 水路の管理者や連絡先につきましては、現在状況を把握中であります。

農業用水路の維持管理につきましては、先ほどから答弁させていただいているとおりでございます。

農業用水路の災害等による復旧につきましては、一定の要件が整えば国の災害復旧事業の活用が可能であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 要望をお受けします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございました。

要望としまして、年々老朽化をしていく用水施設や放置されていく農業用地に対する対応が追いつかないのは誰もが認める現状だと思いますが、前回質問させていただいた状況からほとんど変化していないのは非常に残念と感じます。

食糧問題や地球温暖化による気候変動などで水や農業に対し一般の方の考え方も変化していると考えます。日頃目立たない公共の施設でございますが、もっとアピールをして全ての方が考えていかなければならないことだと考えますので、私たちこの地域はみくまりの里としてしっかりとした対応をこれからお願いしたいと思います。

以上でございます。

○千福議長 続いて、3問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 3問目についてです。自治会のデジタル化について質問させていただきます。

現在、人口減少や高齢化により自治会等の地域住民による組織が弱体化し、地域コミュニティを維持することが非常に困難になってきていますが、核家族化が進み家族の支え合い機能が低下し、孤独や孤立の問題も深刻化し、正規雇用の増加等により職場での家庭的つながりも薄れるなど、社会環境が急激に変化する中での自治会等の役割が非常に大きいと感じております。そこで、自治会等の地域コミュニティの弱体化についてどのような認識を持って、どのように考えておられるのか。また、デジタル技術の活用等は考えておられないのか伺いたしたいと思います。お願いいたします。

○千福議長 答弁者、中野村政戦略部長。

○中野村政戦略部長 自治会のデジタル化についてご答弁申し上げます。

人口減少や高齢化に伴い役員の担い手が不足するなど、地区、自治会の在り方についても見直しの時期に来ていると感じております。その弱体化を防ぎ、活動を持続的なものとしていくためには行政との連携が不可欠であることから、今年度より区長会の開催日数を増やすなど、各地区の意見を十分反映できるようにしているところです。

また、デジタル技術等の活用につきましては、スマートフォンが地域コミュニティを維持するための強力なツールとなり得ると考えております。そのため、村では、現在全ての村民の方がスマートフォンの機能を最大限に活用し日常生活をより便利に、さらには技術的なスキルだけでなくコミュニケーションツールとして活用できるよう、この6月から「押忍！スマホ道場」を開催しているところでございます。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。デジタルの活用に向け施策を始められておりますが、誰でも簡単に活用できるバリアフリーが最終目標だと思いますが、持続可能なものにするには継続的に展開することが必要と考えますが、当面の目標はどの程度なのでしょうか。

また、今後の地域コミュニティの担い手を自治会等に限定することなく、学校や子ども食堂、NPOや企業等、多様な人材や組織が柔軟に連携をし、安全・安心に暮らせる共助の仕組みを作っていくことも大事だと考えますが、見解をお聞かせください。お願いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野村政戦略部長 国を挙げて自治体DXを推進しており、2025年の大阪関西万博では会場内は完全キャッシュレスになると言われております。このような中、全ての村民がこういった流れに乗り遅れることのないよう、デジタルディバイド対策をしっかりと進めていかなければなりません。そのため、現在実施中のスマホ道場を継続的に実施し、スマートフォンの基本的な使い方を中心に少しずつスキルアップを図り、全ての村民がふだんの生活の中でメールやウェブサイトなどのデジタルツールを活用できるように進めてまいります。

また、議員ご指摘のとおり、今後の地区、自治会の在り方につきましては、様々な関係者との連携や住民相互の共助を高めていくことが重要であるというふうに認識しております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 すいません、要望に代えさせていただきます。

今後は、デジタル技術を活用して住民同士の情報交換の場をつくったり、また回覧板を電子化したり、柔軟で多様な連携を可能にする自治会のデジタル化を進める必要があると思います。現在、進めておられる事業も着実に定着をさせ、同時に覚えてたてのデジタル機器を日常使いできるよう小まめなサポート事業も必要ではないかと感じますので、お願いしたいと思います。これ、どういうことかといいますと、やっぱり日常で教えてもらっても、すぐ使わなかったら、しばらくしたら忘れてしまいますんで、自分らでもありますので、その辺よろしくご検討をお願いしたいと思います。最後に、誰一人取り残さない社会のために、よろしく願いいたします。

以上です。

○千福議長 第4番目の質問者、服部議員、1問目の質問を許可します。

○服部議員 議席番号3番、服部幸令です。通告に基づき2つの質問をさせていただきます。

まず、1問目の介護保険の運営について伺います。

本村の介護保険料は、月額4,390円と府内でも最も低く抑えられています。これは、日頃から散歩等をしている高齢者自身の健康維持の努力や本村で行われている介護予防事業など、官民一体での取組に努めていただいている成果だと思われ、職員の皆さんに改めて敬意を表します。ますます少子・高齢化が進む中で、今後介護保険の運営をどう行っていくのか伺います。

まず、現在介護保険の料金の策定はどのように行われてるのか伺います。ご答弁よろしくをお願いします。

○千福議長 答弁者、池西健康福祉部長。

○池西健康福祉部長 介護保険の運営についてご答弁申し上げます。

介護保険は、被保険者の要支援状態または要介護状態に関し必要な保険給付を行うもので、65歳以上の人の介護保険料は、3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づき改定を行います。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 ご答弁ありがとうございます。3年ごとに策定というご答弁だったんですが、策定の時期はいつ頃行われるのか、その予定を伺います。

○千福議長 再質問の答弁者、池西部長。

○池西健康福祉部長 令和6年度が改定の時期に当たり、令和6年度から令和8年度の3年間で村の必要な介護サービスの総費用や認定者及び65歳以上の被保険者の見込み数を踏まえた保険料設定などの介護保険事業計画を今年度に策定することとしております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 ご答弁ありがとうございます。策定期間が来年に当たるということですので、そのための基金について伺いたいと思います。

現在、介護保険事業介護給付準備基金の現在高は幾らになるのかお伺いします。

○千福議長 再質問の答弁、池西部長。

○池西健康福祉部長 基金残高は、令和4年度末決算見込額で1億7,093万703円を見込んでおります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

服部議員。

○服部議員 現在残高は1億8,000万円近くあるということなのですが、今後少子・高齢化が進むことが指摘されており、本村は特に高齢化率が高いことから、今後介護保険料が引き上げられる可能性もあると考えております。引き続き物価も上がってますし、国民健康保険料も値上がりしてますので、介護保険料は上げができるだけ抑制されますよう、引き続き介護予防事業などに取り組んでいただきたいと思います。要望します。

以上、ありがとうございました。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 2問目は、小吹台連絡所の方針についてです。

千早赤阪村広報6月号に小吹台連絡所開所日の縮小についての記事が掲載されました。記事の中には、建物の老朽化や業務改善、職員の適正配置という観点を踏まえ、今後の在り方について検討するとありました。

議員協議会で連絡所自体の耐用年数が経過していることなどを質問しましたが、今後の小吹台連絡所の方針について伺います。ご答弁よろしく申し上げます。



○千福議長 答弁者、池西健康福祉部長。

○池西健康福祉部長 小吹台連絡所の方針についてご答弁申し上げます。

小吹台連絡所につきましては、7月から開所日数の縮小試行を行う中でアンケート調査を実施し、住民ニーズの把握に努めます。その結果も踏まえ、今後の在り方について検討を進めてまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 要望をお願いします。

小吹台連絡所の開所日縮小の試行アンケートを今現在行っているということですので、そのアンケートを基に、住民サービスが低下しない取組をしていただくよう要望して終わります。どうもありがとうございました。

○千福議長 第5番目の質問者、田村議員、1問目の質問を許可します。

○田村議員 議席番号6番、平政会田村陽でございます。事前に通告させていただきましたとおり、ふるさと納税に本気で取り組もう及び村職員の不祥事についての2点、ご質問させていただきます。

まず、ふるさと納税に本気で取り組もうについてお伺いいたします。

令和3年度のふるさと納税額は全国で8,300億円を突破し、史上最高額となりました。ところが、本村のふるさと納税額は、平成28年度には2.5億円に迫っていたものの、その後年々低下を続け、令和3年度にはおよそ600万円にまで落ち込んでおります。全国市町村のふるさと納税額の平均を見ると、4.7億円ございます。町村の平均、それでも2.7億円を超えており、大阪府下で見ましても本村の受入額、この600万円って受入額は最も低く、全国でも1,741件中1,642位とほぼ最下位水準であります。ふるさと納税で多くの寄附金を集めることができれば、住民サービスも大きく拡充することができるはずです。昨年総括質疑でもお伺いいたしましたが、改めて今後の展望をお伺いいたします。

○千福議長 答弁者、中野村政戦略部長。

○中野村政戦略部長 ふるさと納税に本気で取り組もうについてご答弁を申し上げます。

議員ご指摘のとおり、ふるさと納税は自主財源が乏しい本村にとりまして貴重な財源であり、その増減は村の様々な施策推進にも影響があることから、新たな返礼品の開拓や仕組みづくりなど、多くの寄附が頂けるような取組が不可欠であるというふうに認識しております。

そのような中、令和5年1月から、大阪府内で初めて地域活性化起業人制度を活用し株式会社ぐるなびと協定を締結し、地域の食の魅力、課題等の分析、返礼品の開拓、村内商品等の販売支援、情報発信など、ふるさと納税の増額に資する業務に精力的に取り組んでいただいております。今後も引き続きふるさと納税の増額に努めてまいります。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございます。令和5年1月から株式会社ぐるなびに民間ノウハウや知見を生かした形でふるさと納税増額の取組を行ってもらっているとのことですが、現時点でどのような取組、成果が上がっているのか教えていただけますでしょうか。

○千福議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野村政戦略部長 これまでの具体的な取組といたしましては、観光プロモーションにつながるホームページの制作、ふるさと応援寄附金の現状分析、村内飲食店を対象とした情報発信の活用勉強会の開催などがあり、ふるさと納税の増額に向けて一定の成果が得られるものと期待しているところでございます。

今後も、この約6か月間で得た成果を踏まえ、ふるさと納税の増額に向けた取組を一層強力で推し進めていくため、引き続き地域活性化起業人制度による株式会社ぐるなびとの協定期間を延長し、ふるさと納税の特設ページの制作、SNSによる情報発信、ポータルサイトの追加、返礼品の見直し及び開拓を中心に事業展開してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 株式会社ぐるなびさんの取組成果については今ご説明いただいたとおり理解させていただきましたが、と言ってもこちらぐるなびさんとの契約というか協定、これは期間限定のものでして、いずれは千早赤阪村のほうで引き継いでいかなければなりません。ただ、今後のことを考えるとやはり村職員だけではマンパワーが不足しており、せっかくのぐるなびさんの成果っていうのがうまく活用していけないのではないかと懸念が残るかと思われまます。

他市町村では、地域に眠る魅力ある産品などの販路を生産者に代わって新たに開拓し、市場から従来以上の収益を引き出す役割を担う地域商社事業を展開し、ふるさと納税の返

礼品事業と連携させて成功している事例もございます。村においてもこのような取組に挑戦してもよいと思うのですが、行政としてどのように考えておられるでしょうか。お伺いいたします。

○千福議長 再質問の答弁、南本村長。

○南本村長 今議員がおっしゃるように、国が進めるデジタル田園都市国家構想の取組の一つとして地域商社事業を展開している事例があることは承知しております。ただ、当該事業を進めていく上で地域住民や事業者の理解と協力のもと、地域自らの活性化に向け取り組む姿勢が不可欠であるが、本村内でそうした機運が醸成されていない現時点においては時期尚早ではないかと認識しております。

今後、村議会の皆様のご協力も得ながら地域住民や事業者の皆さんの機運醸成を図り、村にとって最適な方策を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 どうも村長、ご答弁ありがとうございます。

全国ではふるさと納税で年間100億円を超える寄附金を集める自治体、これもう5つぐらいございます。100億円というのはなかなか、いきなり600万円から100億円というのは少々難しいかなと思うところではありますけれども、自主財源に乏しい本村にとっては億を超える税収増の可能性はそう多くありません。我々としてもこの可能性を本気で追求していかなければならないというふうに思っております。

税収増は、サービス向上に直結いたします。冒頭に申し上げたとおり、全国市町村は平均で4.7億円集めております。逆に言えば、本村のサービスは全国平均より4.7億円下回っている状態と言うこともできるかというふうに思います。マンパワーっていう点で村職員に余裕がなければ、地域おこし協力隊等を活用することも考えられます。前例のない思い切った一歩を踏み出していただくよう村長に要望いたします。よろしく願いいたします。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 では、続きまして職員の不祥事についてお伺いいたします。

5月21日、本村教育委員会職員が迷惑防止条例違反の疑いで逮捕されるという事案が発生いたしました。当該職員は本村でも教鞭を執っており、児童たちへの影響も強く懸念

されるところでございます。まだ逮捕されてからそれほど日数が経過しておらず、教育委員会としても事実の把握に努めている段階であるとは思いますが、教育委員会として本案どのように捉えておられるのかお伺いいたします。

○千福議長 答弁者、栗山教育長。

○栗山教育長 村職員の不祥事についてご答弁申し上げます。

このたびの本村教育委員会職員が逮捕された件につきましては、児童・生徒、学校関係者並びに住民の皆様の信頼を失うこととなり、深くおわび申し上げます。

教育委員会としては実態の把握に努めている段階ではありますが、教育委員会の職員が今回のような不祥事を起こしたことについては、教育に携わる者としてはあってはならないことであり、大変遺憾に存じております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございました。

今回の報道、大きく報道されましたので、それを耳にした生徒さんの中にはショックを受けている児童もいらっしゃるというふうに聞いております。子どもさん方、児童さんへの影響について教育委員会としてどのような対策を取っておられるのかお伺いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、栗山教育長。

○栗山教育長 教育委員会といたしましては、5月21日の事件発覚後、速やかに大阪府教育庁へスクールカウンセラースーパーバイザーの派遣をお願いし、村のスクールカウンセラーと連携して生徒への心のケアに係る教員等への指導、助言等を行っていただいたところであります。今後も村内各校と連携を密にして、児童・生徒の心のケア等について万全の対応に努めてまいりたいと考えております。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 ご答弁ありがとうございます。

事案発生、逮捕からちょうど1か月ぐらい経過しておりますが、教育委員会としてその後何か新たな事実っていうのは把握しておられるのかお伺いしたいと思います。

○千福議長 再質問の答弁者、栗山教育長。

○栗山教育長 事件に関します警察等からの新たな情報の発表はなく、既に報道されている内容以外は教育委員会として把握できていない状況です。本件につきましては、警察に

おいて現在も捜査中と伺ってはおります。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 ご答弁ありがとうございました。教育委員会としてもまだ現時点では報道以上のことはなかなか把握できていない状態ということかと理解いたしました。

以前にも村職員、こちら教育委員会ではなく村の職員ですけれども、同様の事案っていうものがございましたが、今回のような教育関係者の逮捕という事案は教育自体への信頼を揺るがしかねないものであるというふうに思います。教育委員会はもちろんですが、村としても一層の信頼回復に努めていただくよう要望させていただきます。よろしく願いいたします。

○千福議長 以上で本定例会に付議された案件は全部終了しました。

ここで南本村長より挨拶がございます。

南本村長。

○南本村長 それでは、閉会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、提案をさせていただきました議案につきましてそれぞれ慎重にご審議を賜り、全ての議案においてご承認をいただき、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

去る6月2日の大雨による村道などの被害につきましては、早急に事業着手を行い、復旧に努めてまいります。また、本格的な梅雨の時期に入り、今後も大雨などによる被害が起こる可能性もありますので、引き続き災害への対応に万全を期してまいりたいと思っております。

最後に、これから蒸し暑い日が続きますが、議員の皆様方にはくれぐれも健康にご留意をいただきますようお願い申し上げます。簡単ですが閉会の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○千福議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、令和5年第2回千早赤阪村議会定例会を閉会します。

皆さんお疲れさまでした。

午後0時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長      千 福      清 英

議 員      服 部      幸 令

議 員      徳 丸      初 美